

観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策等整備事業)
Q&A

1 補助対象事業者について

Q: 民泊は対象となりますか？

→ **民泊は対象外**です。旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊施設が対象となります。

Q: 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊施設を運営する国や地方公共団体は補助対象事業者になりますか？

→ **国や地方公共団体は補助対象外**となります。

Q: 第三セクターは補助対象事業者になりますか？

→ **第三セクターも補助対象事業者になります。**

2 補助金交付申請について

Q: 提出書類の「購入する備品、消耗品の購入価格が確認できる書類の写し」とは、具体的には何ですか。

→ **令和3年6月28日以降に購入するものについては2者以上から見積書を取っていただき、ご提出いただきますようお願いいたします。**

既に購入済みのものについては、注文した日が分かる書類、領収書及び支払いの明細が分かる書類(請求内訳書等)を提出してください。

Q: 提出書類の「整備に要する工事内容(工事等期間)や費用が確認できる書類の写し」とは、具体的には何ですか。

→ **令和3年6月28日以降に事業着手するものについては2者以上から見積書を取っていただき、ご提出いただきますようお願いいたします。**

既に着手又は整備済みのものについては、工事請負契約書及び領収書(整備完了前のものは除く。)を提出してください。

Q: 1つの法人が複数の宿泊施設を有している場合は、1法人につき上限500万円でしょうか、それとも1施設につき500万円でしょうか？

→ **1施設につき500万円**です。なお、旅館業法第3条第1項の許可を受けた宿泊施設を1施設とします。

Q: 申請は何回でもできますか？

→ **1施設あたり、1回**です。

3 交付決定について

Q: 交付決定の時期はいつになりますか？

→ 原則として、交付申請書を受け付けた月の翌月末までに交付決定を行う予定です。ただし、申請内容に不明な点がある場合など、確認等に時間を要する場合は、交付決定が遅れることがあります。

4 補助金額について

Q: 補助対象経費に下限はありますか？

→ 下限は設けていません。

Q: 補助額の計算は、税込みですか？

→ 税別です。

5 事業の着手時期及び事業の終期について

Q: 事業(工事)はいつから着手してよいでしょうか？

→ 令和3年6月28日以降に着手するものについては、交付決定後に着手していただきます。交付決定前に着手した場合は、当該事業に対して補助金の支払が出来ませんのでご注意ください。

Q: 事業(工事)はいつまでに完了すればよいでしょうか？

→ 令和4年2月28日までに完了(施行業者への支払いの完了を含む。)してください。

Q: すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか？

→ 令和2年5月14日～令和3年6月27日に着手した事業については、申請が可能です。

Q: リース料に対する補助対象期間はいつからでしょうか？

→ 令和2年5月14日以降に発生したリース料が対象です。

Q: リース料は3年先までなど、一括で契約しているケースもあると思うが、その場合もすべて対象となりますか？

→ 対象となる期間は、令和2年5月14日から令和4年2月28日までのリース料のみです。なお、対象期間内のリース料については令和4年2月28日までにリース業者への支払いを完了する必要がありますので、ご注意ください。

6 補助対象事業について

Q: 消耗品の購入は対象になりますか？

→ **宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく感染症対策のために必要なものについては対象となります。**

例: マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器 など

Q: 宿泊施設内にある土産屋、レストラン、スポーツジム等も対象になりますか？

→ **宿泊事業者が営業しているものは対象となります。**

Q: コンテンツ開発費とは具体的にどのような費用が対象となるのか。

→ 例としては、

- ・ **マイクロツーリズム向けのツアー造成費用**
 - ・ **アプリの開発費**
 - ・ **県産食材を使用したメニュー開発における厨房機器の購入や研修費用** 等
- ただし、**人件費、旅費、家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、振込手数料等の経常的な経費は補助対象外となります。**

Q: 令和2年度に、国、都道府県及び市町村からの補助金等を活用して購入又は整備したもので、宿泊事業者が負担した分の経費は今回の補助金の対象となりますか。

→ **補助対象外です。**

また、国、都道府県及び市町村から、**補助金交付に関する事務委託や間接補助を受けた団体からの補助金を活用している場合も補助対象外となります。**

Q: 令和3年度に、市町村等で実施している感染症対策等の補助金との併用は可能ですか？

→ **既に市町村等から交付決定がなされている場合には、本補助金との併用はできません。**

ただし、本補助金の交付決定後、市町村において、本補助金に上乗せ補助を実施する場合には併用可能です。

Q: 令和3年度の国の補助金との併用は可能ですか？

→ **本事業は、国の補助金を活用して実施するものであることから、他の国の補助金との併用はできません。**

Q: 具体的にどのようなものが対象になりますか？

補助対象事業		具体例
感染拡大予防ガイドラインに対応するために実施する感染症対策に資する物品の購入等	設備、備品の購入	サーモグラフィー、非接触式体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーティション、アクリル板、CO ² 濃度測定器、空気清浄機、空気清浄機能付きエアコン、センサー付き水道蛇口、ルームサービスワゴン、サーマルカメラ など
	備品のリース	
	消耗品の購入	マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器 など
	専門家による感染症対策の検証	調査手数料 など
ワーケーション、マイクロツーリズム等新たな需要に対応するための受入環境整備	コンテンツ開発費	マイクロツーリズム向けのツアー造成費用、アプリの開発費、県産食材を使用したメニュー開発における厨房機器の購入や研修費用 など
	施設改修	ワーケーション受入環境整備のためのロビーや客室の改装、食事スペースの改修、無線LANの整備 など
	備品購入	事務用デスク、椅子、宿泊客への貸し出し用パソコン、会議用プロジェクター、パーティション など
	非接触型チェックインシステムの導入	システム開発費、導入に係る備品購入費 など

※ 上記のものについては、あくまで一例ですので、事業計画等により、対象可否の判断は異なってきます。

※ 以下の経費は補助対象外となります。

- ① 経常的な経費(人件費、旅費、家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、振込手数料等)
- ② 通常宿泊施設に整備されている設備、備品や消耗品等の購入

Q: 今回の補助金により取得した機器、設備及び備品等については、5年経過すれば譲渡や廃棄してもよいのか。

→ 取得した機器、設備及び備品等に応じて、財産処分の制限の期間は異なります。

財産処分の制限の期間内に目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、取り壊しや廃棄する場合には、補助金の返還を命じることがあります。

なお、一例として国で定める財産処分の制限期間については以下のとおりです。

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間		
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15年	
			その他のもの	8年	
		応接セット	接客業用のもの	5年	
			その他のもの	8年	
		ベッド		8年	
		児童用机及びいす		5年	
		陳列だな及び棟列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6年	
			その他のもの	8年	
		その他の家具	接客業用のもの	5年	
			その他のもの	主として金属製のもの	15年
				その他のもの	8年
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5年	
		冷房用又は暖房用機器		6年	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		6年	
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)		4年	
		食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	2年	
			その他のもの	5年	
その他のもの		8年			
事務機器及び	電子計算機	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く)	4年		

通信機器		その他のもの	5年
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録簿、タイムレコーダーその他これらに類するもの		5年
	その他の事務機器		5年
	テレタイプライター及びファクシミリ		5年
	インターホン及び放送用設備		6年
	電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年
	その他のもの		10年

出典：補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号)

※ 上記のものについては、国の告示を一部抜粋したものです。他の備品等についても、財産処分の制限がありますので、詳細については、国の告示を確認してください。

Q: 今回の補助金に係る書類については、5年経過すれば廃棄してもよいのか。

→ 5年もしくは購入した備品等の財産処分の制限期間が5年を超える場合には、購入した備品等の財産処分の制限期間が経過するまで、書類を保管する必要があります。